

2026年（令和8年）6月1日より入院時の食事療養費が変更となります

平素より当院の診療にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

診療報酬改訂により入院時食事療養費の費用に関する改定がありました。
これに伴い、患者様のご負担金額が下記のとおり変更となります。

所得区分		入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担分）	
70歳未満の患者様	70歳以上の患者様	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
区分ア	現役並みⅢ	1食 510円	1食 550円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 240円 (91日目以降：190円)	1食 270円 (91日目以降：220円)
	低所得Ⅰ	1食 110円	1食 130円